

**伊方発電所3号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に  
完成しないことに関して四国電力株式会社から提出された文書について**

令和3年2月3日

原子力規制庁

今般、別紙1のとおり四国電力株式会社から資料が提出されたため、令和元年度第39回原子力規制委員会（2019年10月30日）において了承された方針（参考1参照）に基づき原子力規制庁から原子力規制委員会へ報告する。

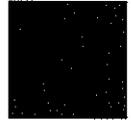
**[別紙・参考資料]**

- 別紙1 伊方発電所3号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について（令和3年1月28日付け原子力発第20403号）
- 参考1 特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する九州電力株式会社からの文書の提出及び今後の対応について（令和元年度第39回原子力規制委員会資料3）

原子力発 第20403号  
令和3年1月28日

原子力規制委員会 殿

住所 香川県高松市丸の内2番5号  
氏名 四国電力株式会社  
取締役社長 長 井 啓  
社長執行役員



伊方発電所3号機の特定重大事故等対処施設等が  
法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について

伊方発電所3号機においては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき設置する特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）（以下「特重施設等」という。）が法定の期限内に完成しないことから、別紙のとおり対応を行うこととします。

別紙 伊方発電所3号機 特重施設等の設置に係る対応

以上

## 伊方発電所3号機 特重施設等の設置に係る対応

## 1. プラントの状態

令和元年12月26日より第15回定期事業者検査を開始しており、現在、冷温停止状態<sup>※1</sup>にある。

|                    | 定期事業者検査開始日 | 経過措置期間満了日 |
|--------------------|------------|-----------|
| 3号機<br>第15回定期事業者検査 | 令和元年12月26日 | 令和3年3月22日 |

## 2. 特重施設等の設置に係る対応

特重施設等の使用前検査に合格<sup>※2</sup>するまでの期間、冷温停止状態<sup>※1</sup>を維持する。

※1：保安規定に定める原子炉の運転モードが「モード5」、「モード6」又は「モード外」

※2：所内常設直流電源設備（3系統目）については、原子力規制委員会の使用前確認を受けることが該当

以上

## 特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する 九州電力株式会社からの文書の提出及び今後の対応について

令和元年10月30日  
原子力規制庁

### 1. 経緯

令和元年度第36回原子力規制委員会において、原子力規制委員会は、特定重大事故等対処施設に係る経過措置期間が満了する日（以下「満了日」という。）には定期検査により使用を停止していることが確実な証拠<sup>1</sup>によって明らかである発電用原子炉施設には、重ねて使用の停止を命ずることはしない方針等を了承した。

これに関して、別紙1のとおり、令和元年度第35回原子力規制委員会において九州電力株式会社が提出するとしていた資料が提出された。

### 2. 今後の対応について（案）

川内原子力発電所1，2号機について、満了日には定期検査により使用を停止していることが別紙1によって明らかであるといえる。したがって、川内原子力発電所1，2号機に対して重ねて使用の停止を命ずることはしないこととしたい。

なお、今後、本件と同様の案件において、別紙1と同等の文書が提出された場合には、事業者から提出された文書を速やかに原子力規制委員会に報告する形で処理することとしたい。

#### [別紙]

別紙1 川内原子力発電所1，2号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について（2019年10月23日九州電力株式会社）

<sup>1</sup> 例えば、満了日までに発電用原子炉施設を冷温停止状態となっているように措置し、特重施設の使用前検査が合格するまでの間はその状態を継続する意思を、設置者として表明した文書などが考えられる。

原 発 本 第 1 2 5 号

2 0 1 9 年 1 0 月 2 3 日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

氏 名 九州電力株式会社

代表取締役  
社長執行役員 池 辺 和



川内原子力発電所1, 2号機の特定重大事故等対処施設等が  
法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について

川内原子力発電所においては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制  
に関する法律第四十三条の三の六」に基づき設置する特定重大事故等対処施  
設及び常設直流電源設備(3系統目)(以下「特重施設等」という。)が法定  
の期限内に完成しないことから、別紙のとおり対応を行うこととします。

別紙 川内原子力発電所1, 2号機 特重施設等設置に係る定期検査の対応

以 上

## 別紙

川内原子力発電所1, 2号機  
特重施設等設置に係る定期検査の対応

## 1 定期検査開始日

経過措置期間が満了する日までに発電を停止し、定期検査を開始する。

|                 | 定期検査開始日   | 経過措置期間満了日 |
|-----------------|-----------|-----------|
| 1号機<br>第25回定期検査 | 2020.3.16 | 2020.3.17 |
| 2号機<br>第24回定期検査 | 2020.5.20 | 2020.5.21 |

## 2 冷温停止状態の維持

経過措置期間が満了する日の24時までに原子炉を冷温停止状態とし、特重施設等の使用前検査に合格するまでの期間、冷温停止状態を継続する。

## 3 特重施設等の使用前検査合格後の対応

特重施設等の使用前検査に合格後は、原子炉を起動し発電を再開する。

以上